

## 都道府県における鳥獣の保護及び管理に関する 専門的知見を有する職員の配置状況について（概要） (令和7年4月1日現在)

## 1. 専門的知見を有する職員の配置状況の概要

- 専門的知見を有する職員を配置している都道府県の数  
35 都道府県 74%（令和 6 年度：37 道府県 79%）

- ・1都道府県当たりの専門的知見を有する職員の平均数

4.2人（令和6年度 4.5人）

〔うち常勤職員 3.2人（令和6年度：3.6人）〕

非常勤職員 0.9人（令和6年度：0.9人）

	常勤職員	うち本庁内	非常勤職員	計
専門的知見を有する職員(A)	152人 (169人)	41人 (54人)	44人 (44人)	196人 (213人)
鳥獣行政担当職員(B) (※1)	1,710人 (1,672人)	492人 (476人)	1,940人 (1,942人)	3,650人 (3,614人)
(A) / (B)	8.9% (10.1%)	8.3% (11.3%)	2.3% (2.2%)	5.4% (5.9%)

( ) 内は令和6年度

※1 鳥獣被害対策など関連部局、公立の調査研究機関（独立行政法人を含む）及び試験場を含む。

2. 専門的知見を有する職員を5人以上配置している都道府県

都道府県名	人数
北海道	34
長野県、兵庫県、島根県	16
愛媛県	11
山梨県	8
秋田県、福井県、京都府	7
栃木県、群馬県、沖縄県	6
神奈川県、新潟県、愛知県、岡山县	5

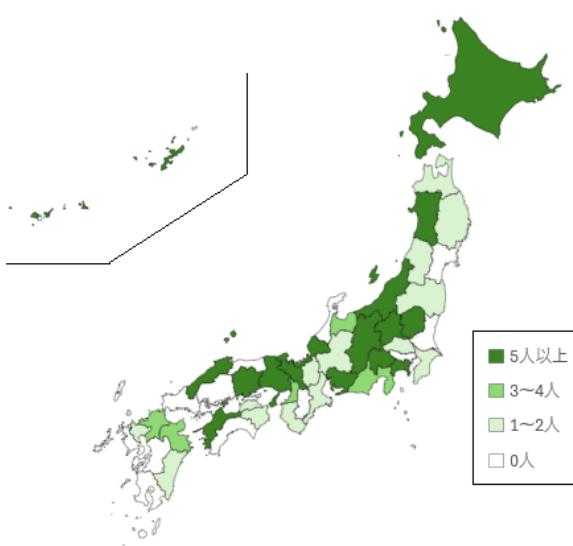


図1 専門的知見を有する職員の配置状況

### 3. 専門的知見を有する職員 196 人の内訳

専門的職員の要件	内訳（人）※ (割合)
①環境省の人材登録事業（鳥獣保護管理プランナー、鳥獣保護管理捕獲コーディネーター、鳥獣保護管理調査コーディネーター）の登録者	10 人 (5.1%)
②農林水産省の農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーの登録者	26 人 (13.3%)
③環境省が主催する特定計画や鳥獣保護管理に関する研修会、農林水産省の鳥獣被害対策地域リーダー育成研修(座学研修(一連のすべての講座を含む)又はフィールド実習研修)又は林野庁が主催する森林保護管理(獣害)研修を受講(修了)しており、かつ鳥獣行政の3年以上の実務経験者	41 人 (20.9%)
④大学又は大学院において、鳥獣保護管理に関する学位(博士、修士、学士)を有する者(※鳥獣保護管理に関する論文で学位を取得した者)	89 人 (45.4%)
⑤上記と同等の専門的知見を有すると都道府県知事が認める者(例えば、鳥獣管理士等の鳥獣保護管理に関する資格保有者(同様の認定を受けている者、専門学校等で鳥獣保護管理に関する課程等を卒業・修了している者を含む)、鳥獣保護管理の研究を専門的に実施している研究者、鳥獣保護管理について各地域で講義や講演を多数実施し鳥獣保護管理に係る指導の経験が豊富な者、鳥獣保護管理に関する専門的知見を有する者として国や都道府県等の検討会委員を委嘱されている者)	84 人 (42.9%)

※ 複数の要件に該当する者を含む。

(参考) 鳥獣の保護及び管理の専門的な知見を有する職員のうち、特定の鳥獣種(イノシシ、ニホンジカ、クマ類、カモシカ、ニホンザル、カワウ)について専門的な知見を有する者

鳥獣種	内訳（人）※ (割合)
ニホンジカ	68 人 (34.7%)
クマ類	55 人 (28.1%)
イノシシ	45 人 (23.0%)
ニホンザル	31 人 (15.8%)
カモシカ	8 人 (4.1%)
カワウ	8 人 (4.1%)

※ 複数の鳥獣種に該当する者を含む。